

段差解消機使用上の注意事項

段差解消機からの転落事故防止についての使用上の注意

■乗り降りについての注意事項

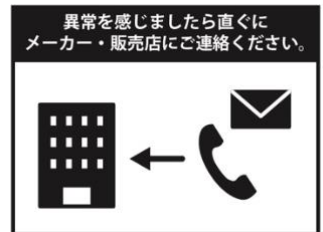
- (1)段差解消機への乗り降りの際はテーブルが下限の床位置、又は上限の床位置と同じ高さであるか確認した後に行ってください。
テーブルが下限位置又は上限位置に床の高さが合っていない場合に乗り降りすると車椅子ごと転落、転倒してしまい生命にかかわる重大事故となる恐れがあります。
- (2)車止めの付いている段差解消機では車椅子で車輪止めに強く当たらないよう、乗り降りはゆっくり静かに行って下さい。
車椅子が車輪止めに強く当たると、車輪止めを乗り越えて車椅子ごと転落、転倒してしまい生命にかかわる重大事故となる恐れがあります。
- (3)車椅子はテーブルの所定の位置に停止させ車椅子のブレーキを必ずかけ、停止状態をしっかりと確認して段差解消機を昇降させてください。車椅子が停止していないとテーブルを乗り越えて車椅子ごと転落、転倒してしまい生命にかかわる重大事故となる恐れがあります。

■昇降中の注意事項

- (1)昇降中は車椅子にブレーキをかけて、車椅子の停止状態を保持してください。
車止めの付いている段差解消機でも車輪止めだけに頼って車椅子の停止状態を保持すると、車輪止めを乗り越えて車椅子ごと転落、転倒してしまい生命にかかわる重大事故となる恐れがありますので、必ず車椅子にブレーキをかけて車椅子の停止状態を保持してください。
- (2)身体、車椅子などはテーブルからはみ出さないようにして下さい。
身体、車椅子などがテーブルからはみ出すと段差解消機以外の他の物体に接触し、身体の怪我や車椅子ごと転落、転倒してしまい生命にかかわる重大事故となる恐れがあります。
- (3)昇降中はテーブルを揺らさないよう静かに乗ってください。
テーブルを揺らすと段差解消機の故障につながり、生命にかかわる重大事故となる恐れがあります。

■その他の注意事項

- (1)ご利用者の身体の容態、状況などに応じて介助者による誘導、補助、操作などをお願い致します。
特にバックで乗り移りを行う際は必ず介助者の誘導をお願いします。
- (2)段差解消機にテーブルの傾き、揺れ、沈み込み（自然降下）、異常音など何らかの異常がある場合には直ちに使用をやめ、メーカー又は販売店にご連絡ください。使い続けますと生命にかかわる重大事故となる恐れがあります。



お問い合わせ

本社：花岡車輛株式会社 〒135-0021 東京都江東区白河 2-17-10

TEL：03-3643-5271 FAX：03-3643-4886

E-mail：salesty@hanaoka-corp.co.jp